

たいにい・ぼっくすつうしん

成年後見制度と、その実態について。

先日、成年後見制度について、改めてしっかり調べなければならぬと感じさせられる出来事がありました。支援学校のPTAの保護者の間で、「障害のある子が『親亡き後』も幸せに暮らせる本」というタイトルの書籍が話題になっていたのです。その話を聞いた当初は、「成年後見制度の活用を勧める内容なのだろう」と早合点してしまいました。実際には、制度を十分に理解していないと大変なことになる可能性があり、その対策として「18歳になる前に準備しておくべきだ」と警鐘を鳴らす内容でした。そこで、さっそくその本の要点をまとめた資料を作成し、現在の福祉の実情や感覚と照らし合わせながら、茶話会にてご説明させていただきました。

この本では、成年後見制度を利用する際に、専門職が後見人に選ばれると「ガチャのように当たりはずれがある」とされており、必ずしも本人の生活に寄り添った支援が受けられるとは限らないことが指摘されています。さらに、高額な報酬が発生するため、数十年にわたって後見が続くと、何千万円もの財産が失われる可能性があることも述べられています。そのため、著者は、親権のある18歳のうちに、家庭裁判所が選任する「法定後見」ではなく、あらかじめ信頼できる人を後見人として指定できる「任意後見」を選ぶことを勧めています。親が子の任意後見人となることで、本人にとってより安心できる支援体制を築くことができるとしています。また、本人名義の通帳に多額の貯金をする必要はなく、むしろ「遺言書」が非常に重要であることについても強調されています。

後見人は、家庭裁判所によって選任されます。これまで多くは親族が後見人に選ばれていましたが、近年では司法書士や弁護士などの専門職が指名されるケースが増えてきているとされています。本書でも、その傾向についてはデータに基づいた説明がなされており、制度の実態に即した指摘がなされていました。

2025年親子バス旅行について
～催行のお知らせ～

お知らせしておりました親子バス旅行について10家族29名（スタッフ含）の参加申込がありましたので催行となりました。9月上旬まで、参加申込はできますので改めてお考えいただき、ご参加される場合はご連絡ください。

ご参加予定のご家族には、詳細について追ってご連絡致します。

【日時】令和7年9月20日（土）8:45発
【集合場所】たいにい・ぼっくす

しかし、現場の実感としては、「親族が後見人になれない」といった認識が広く共有されているわけではありません。たとえば、相模原市社会福祉協議会が発行している成年後見制度のリーフレット「よくある質問」では、「後見人等になるために特別な資格は必要ではありません。本人を身近に支援できる人として、親族がなることができます」と明記されています。また、大和市にあるNPO法人成年後見センターかけはしのQ&Aでも、「成年後見人は基本的に親族がなるものでしょうか?」という問い合わせに対して、「親族は、肉親としての愛情に基づいて本人の監護に当たりますから、後見人等として適任であるケースが多々あることは明らかです。」と回答しており、親族は後見人になれるこことを肯定しています。

学齢期を終えたあとの人生は長く、保護者としてはやはり、成人後の生活に対する不安が大きな関心事となります。将来に向けて何を選択すべきか、判断の材料となる情報は、多ければ多いほど安心につながります。ご希望があれば、茶話会で使用した資料をいつでもお渡しできますので、どうぞお気軽に声かけください。

たいにい
のようす

写真掲載欄のため、削除しています。

茶話会について（報告）

7月7日に茶話会を開催いたしました。今回は、通信で取り上げた成年後見制度のお話をはじめ、納涼祭の出店についてや、公式LINEを活用した利用予定表の配信に関する事前のご相談など、さまざまな話題について情報交換を行いました。次回の茶話会では、年度更新されたマニュアルの公開や、生活介護事業所など、成人後に利用可能な各種事業所の資料をご紹介する予定です。

8月の予定

夏季長期休暇計画参照

8月 休業日

2日3日
9日10日11日
16日17日
23日24日
30日31日

